

浜松市農業委員会時効取得に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、登記簿上の地目が農地である土地について、時効取得を登記原因とする農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に掲げる権利移転又は設定の登記申請がなされた旨の通知を登記官から受けた場合に、速やかに当該事案が時効取得完成の要件を備えているか否かにつき浜松市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）、浜松市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び農業委員会事務局職員（以下「職員」という。）が現地調査等を実施し、迅速に厳正かつ公平に回答することを目的とする。

(処理手順)

第2条 事務処理の手順等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務局からの通知文書の受付
- (2) 調査に必要な書類
 - ア 案内図
 - イ 公図写
 - ウ 土地登記事項証明書
 - エ その他関係する書類
- (3) 現地調査等の日程調整
- (4) 現地調査の内容
 - ア 経緯の説明
 - イ 農地・非農地の判断
 - ウ 時効取得の完成の要件を備えているか否かの確認
- (5) 調査結果の法務局への通知
 - ア 受付した日から2週間以内に照会先へ回答する。
 - イ 期間内に回答・通知できない場合は、遅れる旨連絡をし、速やかに処理を図る。

(現地調査の人数)

第3条 現地調査は、原則として農業委員又は推進委員2人以上及び職員2人以上により行う。

(時効取得要件の判断基準)

第4条 取得時効完成の要件は、次の各号の全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 登記権利者が実際に作物を栽培している農地であること。
- (2) 登記権利者が20年以上耕作している農地であること。
- (3) 登記権利者が所有の意思をもって平穏かつ公然と農地を占有していること。

(確認事項)

第5条 農地の時効取得の必要条件を正確に判断するために、必要に応じて次の確認を行

う。

- (1) 賃借料・固定資産税等の支払者の確認
- (2) 耕作者の確認
- (3) 20年以上占有していた事実の確認
- (4) 登記権利者・登記義務者からの事情聴取
(法務局への通知等)

第6条 法務局への通知は、次のとおりとする。

- (1) 取得時効完成の要件を備えている場合
遅滞なく調査書を作成し、通知する。

- (2) 取得時効完成の要件を備えていない場合

ア 登記完了前においては、登記官に対しその旨を通知するとともに、登記申請者に対して申請の取り下げ及び農地法の許可を申請する等の適切な指導を行う。

イ 登記完了後においては、登記権利者にその旨を伝え、速やかに当該登記の抹消及び農地の返還等の是正を指導し、その指導に従わない場合には、農地法違反の是正措置を講ずるよう通知する。また、通知内容の履行が遅滞していると認めるときは、遅滞している理由の報告を求め、相当な理由があると認められる場合を除き、告発を行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。